

# 和歌山県剣道連盟会則

昭和27年4月1日制定

昭和49年	4月	1日	改正
昭和59年	4月	1日	改正
平成2年	4月	1日	改正
平成12年	3月	4日	一部改正
平成14年	3月	8日	一部改正
平成15年	4月	1日	一部改正
平成18年	4月	1日	改正
平成20年	4月	1日	一部改正
平成21年	4月	1日	一部改正
平成22年	4月	1日	一部改正
平成23年	4月	1日	一部改正
平成28年	4月	1日	一部改正
令和6年	4月	1日	全部改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、和歌山県剣道連盟と称する。(以下「和剣連」という。)

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は和歌山市に置く。  
和歌山市田中町5丁目4-2

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、公益財団法人全日本剣道連盟（以下全剣連という）定款第4条第1項第1号に基づく団体として、和歌山県の剣道、居合道及び杖道（以下「剣道等」という。）を統轄し、剣道等の普及振興、剣道理念の実践等を図り、もって、心身の健全な発達、豊かな人間性の涵養、人材育成及び地域社会の健全な発達に寄与するとともに、会員相互の親和を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 全剣連及び公益社団法人和歌山県体育協会に加盟し、その活動への協力と事業の推進
- (2) 剣道等の普及振興のための大会及び稽古会等の開催
- (3) 剣道等の技術の研究及び指導
- (4) 剣道等の指導者育成を目的とする講習会、研修会の開催
- (5) 地域グループの育成強化
- (6) 他団体が行う大会、講習会、研究会の後援、協賛
- (7) 本連盟を代表して、全国、近畿地区等における大会及び講習会等に参加する選手、講習生、役員等の選出及び派遣
- (8) 会員の段級位審査（級位～五段まで）の実施及び称号審査受審者の推薦。
- (9) 功労者の表彰及び弔祭
- (10) その他目的を達成するため必要な事業

## 第3章 会 員

(会員資格の得喪等)

第 5 条 第3条に規定する本連盟の目的に賛同する団体又は個人で、本会則及び別に定める会員規則の定めにより会員資格を得た団体及び個人を本連盟の会員(以下「会員」という。)とする。団体を「団体会員」、個人を「個人会員」と称する。

2 会員は、次の各号に掲げる事由によって、会員資格を喪失する。

(1) 退会

(2) 団体会員における当該団体の解散及び個人会員における死亡

(3) 除名

3 会員については、本会則のほか、会員規則で定めるところによる。

(会員の責務)

第 6 条 会員は、第3条に規定する本連盟の目的達成に寄与するものとする。

2 会員は、会員規則に定めるところに従って、本連盟に対し、会費を支払う義務を負うほか、本会則に従わなければならない。

(会員の権利)

第 7 条 会員は、本連盟が行う審査会、大会、講習会等各種事業へ参加することができる。

(会員の退会)

第 8 条 会員は、会員規則に従い、いつでも本連盟を退会することができる。

(会員の除名・資格停止)

第 9 条 本連盟は、会員が次の各号に該当するときは、支部長の復申により理事会に諮って会員を除名し、又は資格を停止することができる。

当該会員は、除名又は資格停止につき会長が処分を通知したときは、これに従わなければならない。

(1) 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に反したとき。

(2) 本連盟の会員として不相当と認められたとき。

2 前項の場合であっても、会長は、支部長の復申により理事会に諮って当該会員の資格を復活することができる。

## 第4章 支 部

(支 部)

第 10 条 本連盟に次の8支部を置く。

- |           |              |
|-----------|--------------|
| (1) 伊都支部  | 橋本市・伊都郡内の町   |
| (2) 那賀支部  | 紀の川市・岩出市     |
| (3) 和歌山支部 | 和歌山市         |
| (4) 海南支部  | 海南市・海草郡の町    |
| (5) 有田支部  | 有田市・有田郡内の町   |
| (6) 日高支部  | 御坊市・日高郡内の町   |
| (7) 田辺支部  | 田辺市・西牟婁郡内の町  |
| (8) 新東支部  | 新宮市・東牟婁郡内の町村 |

## 第5章 役 員

(役 員)

第 11 条 本連盟に次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 会 長   | 1名  |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 理 事 長 | 1名  |

- (4) 副理事長 2名
- (5) 常任理事 13名以内
- (6) 理事 35名以内
- (7) 監事 2名

(選任)

第 12 条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、理事会においてこれを推たいする。
- (2) 理事長、副理事長、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (3) 理事は、第 10 条に規定する支部及び別に定める専門委員会規定の居合道委員会、杖道委員会、女子委員会並びに会長より推薦されたものを委嘱する。推薦人数は、和歌山支部を除く各支部 2 名、和歌山支部 4 名、居合道委員会 2 名、杖道委員会 2 名、女子委員会 2 名とし、会長推薦は 5 名以内とする。
- (4) 監事は、理事会の決議を経て会長がこれを委嘱する。理事を兼ねることはできない。

(任 務)

第 13 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、本連盟の業務運営にあたる。会長、副会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。
- (5) 常任理事は、理事長を補佐し、業務を処理する
- (6) 理事は、理事会を組織して、本連盟の会務を決議する。
- (7) 監事は、本連盟の業務並びに財産の状況を監査する。

(任 期)

第 14 条 役員の仕事は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する理事会の終結の時までとする。但し、再任は妨げない。

2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(解 任)

第 15 条 役員は、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(事務局および職員)

第 16 条 本連盟の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局並びに事務局員に関する規定は別に定める。

## 第 6 章 会 議

(理事会)

第 17 条 理事会は毎年 1 回以上、会長が招集し、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員の仕事及び解任

- (4) 会則及び諸規程の改廃
- (5) その他、必要事項
- (6) 議長は会長とする。会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長を議長とする。

2 会長は、必要あると認めるときは、臨時理事会を招集することができる。

(理事会の定足数及び決議)

- 第 18 条 理事会の決議は、理事の3分の2以上の者が出席し、その過半数をもって行う。但し、当該議事につき書面をもって予め意志を表示した者は出席とみなす。
- 2 前項の規定にかかわらず、第17条第1項第4号の決議は、出席理事の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(決議の省略)

- 第 19 条 会長が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることのできる者に限る。）の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(常任理事会)

- 第 20 条 第17条、第18条及び第19条の規定は、常任理事会にこれを準用する。この場合において規定中、「理事会」、「理事」及び「決議」とあるのは、それぞれ「常任理事会」、「常任理事」及び「承認」と読みかえるものとする。
- 2 第17条第1項第1号から第5号については、常任理事会の承認を経て理事会で決議するものとする。ただし、緊急を要する事項が発生し、理事会を招集するいとまのない場合は、常任理事会の決議により執行することができる。

(議事録)

- 第 21 条 この章の全ての会議は、議事録を作成し、これを事務局に保存する。

## 第7章 会 計

(運用経費)

- 第 22 条 本連盟の経費は、次に掲げるものをもってあてる。
- (1) 入会金
  - (2) 個人年会費（五段以上で年齢70歳未満の会員）
  - (3) 加盟団体年会費
  - (4) 称号・段級位審査料及び登録料
  - (5) 委託事業費
  - (6) 寄付金及び協力金
  - (7) その他の収入

(事業年度)

- 第 23 条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

- 第 24 条 本連盟の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、常任理事会の承認を経て毎事業年度開始当初に、理事会の決議を得なければならない。

(事業報告および収支決算)

- 第 25 条 本連盟の事業報告および収支決算は、理事長が作成し、収支決算書については監事の監査を受け、常任理事会の承認を得て、毎事業年度終了後3か月以内に理事会の決議を得なければならない。

(特別会計)

- 第 26 条 本連盟は、常任理事会の決議を経て、特別の目的のためにする基金または、積立金を設けることができる。
- 2 前項の基金または積立金の目的及び管理並びに処分の方法は、各基金または、積立金ごとに理事会の決議を経て定める。

## 第 8 章 称号・段・級位および審査

(称号および段級位)

- 第 27 条 剣道等に関する称号・段位及び級位は、すべて本連盟において統括する。

(称号および段級位)

- 第 28 条 称号は、全剣連が定める『剣道称号・段位審査規則・細則実施要項』に基づいて会長が審議員会の決議を経て全剣連に推薦する。
- 2 五段までの段位は、全剣連が定める『段位審査規則・細則・実施要項』により和剣連が定める審査規程に基づいて審査する。
- 3 級位は、全剣連が定める級位審査規則により和剣連が定める審査規程に基づいて審査する。

## 第 9 章 顧問・相談役・審議員および名誉役員

(顧問)

- 第 29 条 本連盟に顧問若干名を置く。
- 2 顧問は、会長が理事会に諮って委嘱する。

(相談役)

- 第 30 条 本連盟に相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、会長が理事会に諮って委嘱する。

(審議員)

- 第 31 条 本連盟に審議員を置く。
- 2 審議員は、会長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 審議員は、審議員会を構成し、本連盟の目的である剣道の基本理念、審査規程等について審議する。
- 4 審議員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。

(名誉役員)

- 第 32 条 本連盟において必要あるときは、理事会に諮り、名誉役員を置くことができる。

## 第 10 章 専門委員会

(専門委員会)

- 第 33 条 本連盟に専門委員会を置く。
- 2 専門委員会の組織及び運営に関する規定は、別に定める。

## 第 11 章 事務局

(事務局)

- 第 34 条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、事務局長その他の職員で組織する。
- 3 事務局長の選任及び解任は、理事会の決議によって行う。
- 4 事務局長以外の職員の選任及び解任は、会長が行う。

付 則 この規程は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。